

訪問看護重要事項説明書

令和 8年 6月 1日 改定

様

名 称	株式会社 だいち 愛知訪問看護ステーション
代表者氏名	管理者 武田 美和
所在地	467-0804 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町 3-25 ブロアアムール 601
電 話	052-715-8199
F A X	052-846-5636

訪問看護重要事項説明書

1. 基本方針

1. 利用者が安心して普通の生活、当たり前の生活をするための援助をします。
2. 介助者の援助を基本とし、在宅介護が長続きするために支援します。
3. 素早い対応と利用者主体の看護に心がけます。

2. 愛知訪問看護ステーションの訪問看護事業の概要

(1) 事業所の名称・所在地

事業所名	愛知訪問看護ステーション
所在地	愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町3-25 プロアアムール601
介護保険 事業所番号	2360890236
管理者	看護師 武田 美和
通常の事業の実施地域	瑞穂区、昭和区、千種区、東区、中区、西区、北区、中川区、緑区、天白区、名東区、南区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名【常勤兼務（看護師）】

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

②看護職員等 2. 5名以上【常勤換算、うち1名以上は常勤】

看護職員等（准看護師除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、議場の提供に当たる。

③理学療法士 1名以上

理学療法士は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

④事務職員 1名以上

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し祝日、12月29日～1月3日を除く
営業時間	午前9時00分～午後6時00分

緊急時の電話相談は、24時間対応可能です。

必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制は整えています。

* 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

かかりつけ医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

(1) 療養上の世話

食事（栄養）薬の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助
ターミナルケア

(2) 診療の補助

褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 精神的なケアに関すること

(5) 家族支援に関すること

家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

4. 利用料金

(1) 利用料

訪問看護は介護保険または健康保険でのご利用ができます。

保険の種類と内容により利用者負担金が異なります。（※料金表参照P4～9）

(2) 利用料金の支払い方法

毎月、前月分の請求書をお渡しいたします。

口座振替または現金でのお支払いが可能です。

<口座振替の場合>

三十三銀行より引き落としとなります。事前に、口座振替申請が必要となります。

利用料は1か月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。

申請が確認されてからの引き落としとなりますので、初めの数か月分は合算となる場合があります。

<現金払いの場合>

利用料は1か月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。

訪問時に請求し、領収書を発行いたします。

5. 相談・要望・苦情の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は下記までご連絡ください。

① サービス相談窓口 愛知訪問看護ステーション

担当 管理者 武田 美和

電話番号 052-715-8199

受付時間 月曜日～金曜日午前9時～午後6時

(祝日および12月29日～1月3日以外)

② その他、下記の苦情相談窓口で苦情を伝えることができます

・ 瑞穂区 介護保険係 電話 052-852-9396

・ 名古屋市役所（健康福祉局介護指導係） 電話052-959-3087

・ 愛知県国民健康保険団体連合会（国保連）苦情相談窓口 電話 052-971-4165

・ 社会福祉法人 名古屋社会福祉協議会 電話 052-910-7976

・ 愛知県医療安全支援センター 電話 052-954-6311

6. 秘密保持

当事業所の訪問看護師とその他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを固くお約束いたします。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。当事業所は利用者と利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、当該利用者とその家族の個人情報を用いません。

7. 事故発生時の対応方法

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発生を防ぐための対策を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険種類：介護保険・社会福祉事業者総合保険

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等への連絡を致します。

9. 高齢者虐待防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下にあげる通り必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者 武田 美和

②研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

③居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

④虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じます。

10. 感染症まん延及び災害等発生時の対応

①感染症まん延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

②指定感染症まん延時には通常の業務を行えない可能性があります。

感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

11. 提供するサービス等の第三者評価の実施状況

未実施

★介護保険法に基づく利用料金

利用者負担額

法定代理受領サービス分（通常の場合）	厚生労働大臣が定める基準による額 1割・2割・3割（平成30年8月改正後）
法定代理受領サービス分以外（居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分 保険料滞納の場合等	厚生労働大臣が定める基準による額 (全額)

訪問1回につき算定

	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満	看護師 3140円 准看護師 2830円	3030円 2730円
30分未満	看護師 4710円 准看護師 4240円	4510円 4060円
30分以上 60分未満	看護師 8230円 准看護師 7410円	7940円 7150円
1時間以上1時間30分未満	看護師 11280円 准看護師 10150円	10900円 9810円
理学療法・作業療法・ 言語聴覚士の場合	1回（20分以上） ：2940円 (6回/週まで)	1回（20分以上） ：2840円 (6回/週まで)

加算項目	内容	
訪問看護サービス提供体制加算	職員体制強化ステーション算定	60円
◆複数名訪問加算Ⅰ（30分未満）	2人の看護師等が同時に訪問看護	2540円
◆複数名訪問加算Ⅰ（30分以上）	を行う	4020円
◆複数名訪問加算Ⅱ（30分未満）	看護師等と看護補助者が同時に	2010円
◆複数名訪問加算Ⅱ（30分以上）	訪問看護を行う	3170円
長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に 90分を超える訪問を行った場合	3000円
緊急時訪問看護加算 （月の初回訪問時に加算）	24時間対応体制実施ステーションで 利用者等から同意を得た場合に算定	6000円
早朝加算	午前6時～午前8時に訪問看護を行う	所定単位数×25/100
夜間加算	午後6時～午後10時に訪問看護を行う	所定単位数×25/100
深夜加算	午後10時～翌朝6時に訪問看護を行う	所定単位数×50/100

月1回算定

口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て 歯科医療機関およびケアマネージャーへ情報提供を行う	500円
特別管理加算（Ⅰ） （月の初回時に加算）	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けて いる状態、気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態	5000円
特別管理加算（Ⅱ） （月の初回時に加算）	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法 指導管理等を受けている状態、人工肛門・人口膀胱設置の状態、 真皮を越える褥瘡の状態、週3回以上点滴注射の必要な状態等。	2500円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、および人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた 看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	2500円
看護体制強化加算（Ⅰ）	①算定月の前6月間における利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を 算定した割合が50%以上 ②算定月の前6月間における利用者総数のうち 特別管理加算を算定した割合が20%以上 ③算定月の前12月間にターミ ナルケア加算を算定した利用者が5人以上 ④訪問看護の提供にあたる 従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上	5500円
看護体制強化加算（Ⅱ）	①（Ⅰ）①②④を満たす ②算定月の前12月間にターミナルケア加算を 算定した利用者が1人以上	2000円
ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定（介護予防訪問看護の場合を除く）	25000円
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、 診療報酬の死亡診断加算を算定する利用者について、主治医の指示に 基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1500円
看護・介護職員連携 強化加算	たんの吸引等を行うための都道府県の登録を受けている訪問介護事業所 と連携し、円滑にたんの吸引等を実施するための支援を行った場合	2500円
訪問初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院、診療所から 退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を実施	3500円
訪問初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院、診療所から退院 した日の翌日以降に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を実施	3000円
介護職員等処遇改善加算	看護職員等の賃上げ原資を確保し、人材確保や離職防止を実施した場合	所定単位数 ×1.8%
退院時共同指導加算	病院・診療所または介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院（所） 中の者へ、主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容 を提供した場合	6000円

* 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

* なお緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定する。

★健康保険法等に基づき訪問看護利用料金表

1. 訪問看護療養費

項目	内容	金額
・ 75歳以上の方 若しくは 65歳～74歳で一定の障害の状態に あることで認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に係る費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に係る費用の2割
	現役並み所得者の方	指定訪問看護に係る費用の3割
・ 70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に係る費用の2割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に係る費用の3割
・ 6歳（就学後）～69歳の方	健康保険法等に よる自己負担金	指定訪問看護に係る費用の2～3割 （各保険により異なる）
・ 就学前の乳幼児	健康保険法等に よる自己負担金	指定訪問看護に係る費用の2割

* 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

指定訪問看護に要する費用の種類・金額（基本的には週3日が限度）

訪問看護基本療養費（Ⅰ）

看護師・理学療法士等	週3日まで	5550円	週4日以降	6550円
准看護師	週3日まで	5050円	週4日以降	6050円

訪問看護基本療養費（Ⅱ）

＜同一建物居住者＞同一日に複数の訪問患者を同一事業所から同じ建物内の
ほかの利用者を訪問した場合に算定する。

看護師・理学療法士等	2人/日	週3日まで	5550円	週4日以降	6550円
	3人～9人	週3日まで	2780円	週4日以降	3280円
	10人～19人	月20日目まで	2760円	月21日目以降	2660円
	20人～49人	月20日目まで	2710円	月21日目以降	2610円
	50人以上	月20日目まで	2610円	月21日目以降	2510円
准看護師	2人/日	週3日まで	5050円	週4日以降	6050円
	3人～9人	週3日まで	2530円	週4日以降	3030円
	10人～19人	月20日目まで	2520円	月21日目以降	2420円
	20人～49人	月20日目まで	2470円	月21日目以降	2370円
	50人以上	月20日目まで	2370円	月21日目以降	2270円

訪問看護基本療養費（Ⅲ）

入院患者の外泊中の訪問看護	入院中1回に限り（難病などは2回）	8500円
---------------	-------------------	-------

■難病等複数回訪問加算	同一建物（1人又は2人）	1日2回：4500円 / 1日3回以上：8000円
	同一建物（3人以上9人以下）月20日まで	1日2回：4000円 / 1日3回以上：7200円
	同一建物（3人以上9人以下）月21日以降	1日2回：4000円 / 1日3回以上：6900円
	同一建物（10人以上19人以下）月20日まで	1日2回：3700円 / 1日3回以上：6300円
	同一建物（10人以上19人以下）月21日以降	1日2回：3700円 / 1日3回以上：5200円
	同一建物（20人以上49人以下）月20日まで	1日2回：3500円 / 1日3回以上：4800円
	同一建物（20人以上49人以下）月21日以降	1日2回：3500円 / 1日3回以上：3500円
	同一建物（50人以上）月20日まで	1日2回：3300円 / 1日3回以上：4100円
	同一建物（50人以上）月21日以降	1日2回：3300円 / 1日3回以上：3000円

緊急訪問加算	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問（月14日まで）	2650円
	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問（月15日目以降）	2000円
長時間訪問看護加算	週1日を限度	5200円
乳幼児加算	1日につき	1400円
	超重症児又は準超重症児、特掲診療料の施設基準等別表7・8に掲げる者の場合	1800円/日

夜間・早朝訪問看護加算 夜間 午後 6時～午後10時 早朝 午前 6時～午前 8時	同一建物（1人又は2人）	2100円
	同一建物（3人以上9人以下）月15日まで	2100円
	同一建物（3人以上9人以下）月16日以降	1900円
	同一建物（10人以上19人以下）月15日まで	1800円
	同一建物（10人以上19人以下）月16日以降	1300円
	同一建物（20人以上49人以下）月15日まで	1200円
	同一建物（20人以上49人以下）月16日以降	950円
	同一建物（50人以上）月15日まで	1000円
	同一建物（50人以上）月16日以降	800円
深夜訪問看護加算 午後 10時～午前6時	同一建物（1人又は2人）	4200円
	同一建物（3人以上9人以下）月15日まで	4200円
	同一建物（3人以上9人以下）月16日以降	4000円
	同一建物（10人以上19人以下）月15日まで	3900円
	同一建物（10人以上19人以下）月16日以降	2300円
	同一建物（20人以上49人以下）月15日まで	2100円
	同一建物（20人以上49人以下）月16日以降	1500円
	同一建物（50人以上）月15日まで	1800円
	同一建物（50人以上）月16日以降	1300円

※精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）について同様

◆複数名訪問看護加算	看護職員が他の看護師、理学療法士等と同時に 訪問看護を行う 週1回限度	4500円
	看護職員が准看護師と同時に訪問看護を行う 週1回限度	3800円
	看護職員が看護補助者と同時に訪問看護を行う 週3日限度	3000円
	看護職員が看護補助者と同時に訪問看護を行う 1日に1回・・・3000円 1日に2回・・・6000円 1日に3回以上・・・10000円	
管理療養費	月1日目 7710円 2日目以降 3010円	
機能強化型訪問看護管理療養費4	9030円（月の初日の訪問）※重症患者の受け入れ等要件を満たす場合	
退院時共同指導加算	8000円	
特別管理指導加算	2000円（別表8に該当する状態の場合）	
退院支援指導加算	6000円	
24時間対応体制加算	6800円/月	
特別管理加算	2500円または5000円（月1回）	
在宅患者連携指導加算	3000円（月1回）	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000円（月2回まで）	
看護・介護職員連携強化加算	2500円	
訪問看護ターミナルケア療養費1	25000円	
訪問看護ターミナルケア療養費2	10000円	

訪問看護情報提供療養費	1500円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	1830円（月1回）（R9年～：2880円）
訪問看護物価対応料	月の初日の訪問の場合 60円（R9年～：120円）
	月の2日目以降の訪問の場合 20円（R9年～：40円）
訪問看護医療情報連携加算	1000円（月1回）
訪問看護遠隔診療補助料	2650円（1日につき）
訪問看護医療DX情報活用加算	50円（月1回）

2. 精神科訪問看護療養費

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師		週3日まで	5550円	週4日以降	6550円
	准看護師		週3日まで	5050円	週4日以降	6050円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	看護師	2人/日	週3日まで	5550円	週4日以降	6550円
		3人～9人	週3日まで	2780円	週4日以降	3280円
		10人～19人	月20日目まで	2760円	月21日目以降	2660円
		20人～49人	月20日目まで	2710円	月21日目以降	2610円
		50人以上	月20日目まで	2610円	月21日目以降	2510円
	准看護師	2人/日	週3日まで	5050円	週4日以降	6050円
		3人～9人	週3日まで	2530円	週4日以降	3030円
		10人～19人	月20日目まで	2520円	月21日目以降	2420円
		20人～49人	月20日目まで	2470円	月21日目以降	2370円
		50人以上	月20日目まで	2370円	月21日目以降	2270円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に、精神科訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中1回に限り算定。					8500円
長時間精神科訪問加算	1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合					5200円
◆複数名精神科訪問看護加算	看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と同時に訪問看護を行う。1日に1回の場合4500円、1日に2回の場合9000円、1日に3回以上の場合14500円					
	看護職員が准看護師と同時に訪問看護を行う。1日に1回の場合3800円、1日に2回7600円、1日に3回以上の場合12400円					
	看護職員が看護補助者、精神保健福祉士と同時に訪問看護を行う。週1回のみ、3000円					

* 合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

* 週4日目以降の訪問看護を利用できる方・・・厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍/多発性硬化症/重症筋無力症/スモン/筋萎縮性側索硬化症/脊髄小脳変性症/ハンチントン病/進行性筋ジストロフィー症/パーキンソン病関連疾患（進行性核状性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度のものに限る））/多系統萎縮症（線条体黒質変性症オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）/プリオン病/亜急性硬化性全脳炎/ライソゾーム病/副腎白質ジストロフィー/脊髄性筋萎縮症/球脊髄性筋萎縮症/慢性炎症性脱髄性多発神経炎/後天性免疫不全症候群/頸椎損傷又は人工呼吸器を使用している状態/上記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能。

備考

- ①「長時間利用料」とは営業時間内において、2時間を超えて利用する場合に、基本利用料に加算することです。
- ②「時間外利用料」とは営業時間外又は休業日に利用する場合に基本利用料に加算する利用料のことです。
- ③「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係る利用料です。
- ④「その他の料金」とは、日常生活上必要な物品の使用に係る利用料です。
- ⑤緊急時以外は営業時間外での電話対応・訪問看護の受付は出来かねます。
- ⑥病院への送迎など訪問看護以外の業務は出来かねます。
- ⑦訪問看護師の変更・・・可能。変更を希望される方は申し出ください。

★その他の利用料（指定訪問看護にかかる費用に含まれない額）

保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

項目	内容	金額
長時間利用料	2時間を超えて訪問看護を提供	30分ごとに500円
時間外料金	早朝利用料 午前6時～午前8時	1時間まで 1000円
	夜間利用料 午後6時～午後10時	1時間を超えた後30分500円
	深夜利用料 午後10時～午前6時	1回2時間まで1500円、2時間超えて30分1000円
	休日利用料 休業日	1時間まで1000円1時間超えた後は30分500円
同行受診		1回につき5000円
交通費	通常の事業実施地域を超える場合	①片道5キロメートル未満 1メートルにつき40円 ②片道5キロメートル以上10キロメートル未満 300円 ③片道10キロメートル以上 400円
死後の処置		20000円
当日キャンセル		5000円
その他料金（材料費等）		実費相当額

※愛知訪問看護ステーションでは、医師からの判断の下、複数名での訪問が必要な場合に限り、
複数名にて訪問させていただきます。

◆複数名訪問看護加算（医療保険・介護保険） ※料金表参照

※愛知訪問看護ステーションでは、医師からの判断の下、複数回での訪問が必要な場合に限り、
複数回にて訪問させていただきます。

■難病等複数回訪問加算 ※料金表参照

